



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. ハラル認証制度

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 所得拡大促進税制

NEWS1. ハラル認証制度

外国を旅行するイスラムの方は常に「食」の悩みを抱えています。厳しい戒律で知られ、豚肉や豚脂、アルコール飲料や調理用みりんなどが禁じられています。そこでイスラム圏で普及しているのが「ハラル認証制度」です。いわば、「イスラムが認定する適正な方法で処理・加工・保管・運搬された食品」であるという第三者のお墨付きです。

イスラム教徒は、現在世界人口の4分の1を占め、その数は16億人と言われていますが、2030年には20億人を突破する予想もあります。少子化による「超高齢化」が進み人口減少が加速する日本では、イスラム経済のパワーを使ってその需要を取り込む動きが活発化しています。

ハラル認証を受けた商品には「ハラルマーク」が付与されますが、国や宗派で細かな差があり、全世界で数百種類存在すると言われます。また偽物も存在するために、認証を厳格化し、他国の認証を相互承認する枠組みがマレーシア政府を中心にできつつあり、日本にも拠点が開設されました。

対応が必要とされる日本企業ですが、すでに日本企業にはきめ細やかな生産・品質管理のノウハウがあり、宗教戒律に対応した商品開発の素地はすでにできているとの見方もあります。ビジネスをきっかけとしたハラルへの関心の高まりは、イスラム教徒を理解しようとする機運を高めています。東京五輪が開催される6年後には来日するイスラム圏の方に「ハラル認証」による安心と「おもてなし」の心で日本の理解が深まるといいですね。

NEWS2. (書籍の紹介)

嫌われる勇氣 (自由とは他者から嫌われることである)

内容紹介

「あの人」の期待を満たすために生きてはいけない――

【対人関係の悩み、人生の悩みを100%消し去る“勇氣”の対話篇】

世界的にはフロイト、ユングと並ぶ心理学界の三大巨匠とされながら、日本国内では無名に近い存在のアルフред・アドラー。

「トラウマ」の存在を否定したうえで、「人間の悩みは、すべて対人関係の悩みである」と断言し、対人関係を改善していくための具体的な方策を提示していくアドラー心理学は、現代の日本にこそ必要な思想だと思われます。

「他人に好かれようが嫌われようが、それは他人が決めることである。自分自身が選ぶライフスタイルに勇氣を持って。」

嫌われることそのものに勇氣を持つではありません。自分自身が選ぶ自身のあり方に勇氣を持つ。という意味に今は思えます。(書評より)



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

所得拡大促進税制が拡充されたと聞きました。具体的にはどのような内容なのか教えてください。

Answer

青色申告を提出する法人が平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対する給与等支払額が基準事業年度と比較して増加していることなどの、一定の要件を満たす場合、**給与等支給増加額の10%の税額控除**ができます。ただし、法人税額の10%（中小企業者当の場合は20%）が限度額です。詳細を以下で簡単に解説します。

【解説】



(適用要件)

- ①雇用者給与等支給額が基準年度と比較して、適用年度に応じて増加していること
- | | |
|----------------------------------|------|
| 平成27年4月1日前に開始する適用年度 | 2%以上 |
| 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する適用年度 | 3%以上 |
| 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する適用年度 | 5%以上 |

雇用者給与等支給増加額 ≥ 基準雇用者給与等支給額 × 2% (3% 5%)

- ②雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給金額を下回らないこと

雇用者給与等支給額 ≥ 前事業年度雇用者給与等支給額

- ③継続雇用者の平均給与等支給額が前事業年度の継続雇用者の平均給与等支給額を上回ること

継続雇用者平均給与等支給額 > 前事業年度継続雇用者平均給与等支給額

※①②については国内雇用者の給与等が判定対象となり、③の継続雇用者の平均給与等支給額は、適用年度と前年度に給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する平均給与等支給額が判定対象となります。したがって、適用年度の新規採用者や前年度の退職者、再雇用者などに対して支払った給与等は平均給与等支給額の計算には入りません。

(経過措置)

平成26年4月1日を含む適用年度に改正後の制度を適用し、経過年度（平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度で改正前の制度の適用を受けていない事業年度）において、適用要件をすべて満たすときは、その経過事業年度に改正後の規定を適用して算出される税額控除相当額を、その適用年度の税額控除に上乗せして控除できます。合わせて、控除上限額についても、経過事業年度の期間に応じて上乗せされます。

関係法令等 租措法 第42条の12の4
平成26年度税制改正大綱
経済産業省:所得拡大促進税制

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850